別紙1

令和2年度 事務事業評価調書（事後評価用）

北広島市

計画事業番号	119	事務事業名	権利擁護推進事業	担当部署	保健福祉部参事（高齢者・障がい者相談担当）	電話	2152

【基本情報】

事務区分	■自治事務　□法定受託事務	根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、高齢者虐待防止法など
事務事業開始年度	平成14年度		
〃　終了予定年度		個別計画等	北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	特別会計	補助単独区分	補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	（第　1　章）	支えあい健やかに暮らせるまち
	（第　5　節）	高齢者福祉・介護の充実
	（施策　4　）	地域支援体制の推進
2 対　象		認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な方
3 目的と内容		高齢者や障がい者に係る権利擁護支援体制を見直し、市民ニーズや市の特性を踏まえた権利擁護支援体制の構築を図るとともに、総合的な支援を実現するための成年後見センターの運営を行う。 増加する認知症高齢者等を、経済的被害等の権利侵害から守り、安心して生活が送れることを目指し、金銭管理や介護サービス等の利用契約を行う等成年後見制度の周知及び適切な利用のための支援を行う。
4 実施内容（手　段）	2019年度まで	①成年後見センター運営 ②成年後見制度利用相談（随時） ③成年後見制度市長申立て支援（審判請求に係る市長申立　申立費用手数料等の負担　等） ④成年後見制度利用支援事業（申立手数料、後見人等への報酬助成　等） ⑤周知活動（出前講座等） ⑥マイエンディングノートの作成
	2020年度	①成年後見センター運営 ②成年後見制度利用相談（随時） ③成年後見制度市長申立て支援（審判請求に係る市長申立　申立費用手数料等の負担　等） ④成年後見制度利用支援事業（申立手数料、後見人等への報酬助成　等） ⑤周知活動（出前講座等） ⑥マイエンディングノートの作成

【事業の計画・実績】

2019年度		2020年度	2021年度	2022年度
計画	実績	計画	計画	計画
成年後見センター運営 成年後見制度利用相談の実施 成年後見制度市長申立て 成年後見制度利用支援事業の実施 周知活動（出前講座等） マイエンディングノート作成	成年後見センター運営 成年後見制度利用相談の実施 842件 成年後見制度市長申立　0件 成年後見制度利用支援事業の実施　報酬助成8件（高齢5件・障がい3件） 周知活動（出前講座等） マイエンディングノート作成 2000部	成年後見センター運営 成年後見制度利用相談の実施 成年後見制度市長申立て 成年後見制度利用支援事業の実施 周知活動（出前講座等） マイエンディングノート作成		

【評価結果・評価コメント】

総合判定		次期総合計画に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。	「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統　合」 「休止・廃止」 「終　了」
1次評価	現状継続	現状継続とする。なお、2020年度より地域支え合い体制づくり事業と統合。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

【事業費の推移】

（単位：千円）

			2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			12,712		0					
事業額	直接事業費	国支出金	1,031							
		道支出金	516							
		地方債	0							
		その他特財	10,549							
		一般財源	616							
		① 合 計	12,712		0					
	人 件 費（左側：一般、右側：再任用）	② 人 数（年間）	0.10	0.00	0.10	0.00				
		③ 1人当り年間平均人件費	8,200	4,500	8,200	4,500				
		④ ＝②×③	820	0	820	0				
	総事業費①＋④		13,532		820					

【評価指標】

	指 標 名		単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
活動指標	①成年後見制度利用相談	目標値	件	1,200	1,200		
		実績値		842			
	②成年後見制度市長申し立て	目標値	件	3	3		
		実績値		0			
	③成年後見制度利用支援事業	目標値	件	6	8		
		実績値		8			
	④マイエンディングノート	目標値	部	2,000	2,000		
		実績値		2,000			
成果指標	①	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	②	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	③	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					

【評価項目】

	チェック項目	評点	コメント
妥当性	・税金を使って行うこと（補助すること）が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかというと妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	判断能力が不十分な方の権利擁護に必要な事業であり、状況に応じ、市長が後見等の申立や費用助成ができることになっており、行政が関与しなければならない事業である。 また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年後見センター運営は重要である。
達成度	・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	相談や申立て件数は状況に応じて変動するものである。そのため、相談件数等のみで成果指標を計るのは困難であるが、成年後見センターとの連携により、さらに有効活用されるよう継続的に取組む必要性がある。
成果向上	・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	必要に応じて市長申立や費用助成を行うなど、制度の有効活用を目指し効率的に実施している。認知症高齢者等の増加や成年後見センターの周知により、今後も相談件数が増えることが予想される。
経済性	・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	申立費用は家庭裁判所で定められた費用であるとともに、報酬助成に関しても、家庭裁判所にて審判決定された金額となるため、コストの削減について検討の余地はない。また、個々のケースにより対応状況も異なることから、所要時間のみで成果を図ることは困難である。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	■ 法律の義務付けあり　□ 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】（事業担当部局が評価）	■ 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 □ 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。

別紙1

令和2年度 事務事業評価調書（事後評価用）

北広島市

計画事業番号	128	事務事業名	高齢者総合相談支援事業	担当部署	保健福祉部参事（高齢者・障がい者相談担当）	電話	2156

【基本情報】

事務区分	■自治事務　□法定受託事務		根拠法令等	介護保険法、北広島市介護予防事業実施要綱			
事務事業開始年度	平成9年度		個別計画等	北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画			
〃　終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	特別会計	補助単独区分	補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	（第　1　章）	支えあい健やかに暮らせるまち
	（第　5　節）	高齢者福祉・介護の充実
	（施策　4　）	地域支援体制の推進
2 対　象		65歳以上の市民とその家族や関係機関
3 目的と内容		高齢者やその家族が安定した生活を送ることができるように、健康や生活、福祉、介護に関する相談を行う。
4 実施内容（手　段）	2019年度まで	・窓口電話相談事業：訪問、来所、電話等による個別相談を高齢者支援センターと役割分担しながら実施する。 ・高齢者健康データバンク事業：高齢者の基本情報をシステム化し、関係機関とネットワークを組んで相談支援に活用する。 ・高齢者実態調査：65歳到達者、75歳到達者、65歳以上転入者を対象（民生委員がサービスガイド配布に合わせて実施）
	2020年度	・窓口電話相談事業：訪問、来所、電話等による個別相談を高齢者支援センターと役割分担しながら実施する。 ・高齢者健康データバンク事業：高齢者の基本情報をシステム化し、関係機関とネットワークを組んで相談支援に活用する。 ・高齢者実態調査：65歳到達者、75歳到達者、65歳以上転入者を対象。（コロナ感染拡大防止の観点から、民生委員による戸別配布を中止し、郵送で対応する。）

【事業の計画・実績】

2019年度		2020年度	2021年度	2022年度
計画	実績	計画	計画	計画
窓口・電話相談の実施 総合相談窓口の周知のためのチラシ配布 相談業務にあたる技術のスキルアップ 高齢者の健康データバンクの構築と活用 高齢者実態調査の実施	窓口・電話相談23,363人（市2,831人、高齢者支援センター20,532人） 高齢者の健康データバンクの構築と活用 高齢者実態調査の実施（回答者1,695人/対象者1,848人）	窓口・電話相談の実施 総合相談窓口の周知のためのチラシ等の配布 高齢者の健康データバンクの構築と活用 高齢者実態調査の実施		

【評価結果・評価コメント】

総合判定		次期総合計画に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。	「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統　合」 「休止・廃止」 「終　了」
1次評価	現状継続	現状継続とする。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

【事業費の推移】

（単位：千円）

			2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			6,215		12,476					
事業額	直接事業費	国支出金	2,393		4,803					
		道支出金	1,196		2,401					
		地方債	0		0					
		その他特財	1,196		2,401					
		一般財源	1,430		2,871					
		① 合 計	6,215		12,476					
	人 件 費（左側：一般、右側：再任用）	② 人 数（年間）	0.10	0.00	0.10	0.00				
		③ 1人当り年間平均人件費	8,200	4,500	8,200	4,500				
		④ ＝②×③	820	0	820	0				
	総事業費①＋④		7,035		13,296					

【評価指標】

	指 標 名		単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
活動指標	①総合相談件数（市と高齢者支援センターの合計）	目標値	件	-	-		
		実績値		23,363			
	②総合相談件数（市分のみ）※ 第7期計画の指標	目標値	件	4,600	4,800		
		実績値		2,831			
	③高齢者実態調査	目標値	人	1,900	1,900		
		実績値		1,695			
	④	目標値					
		実績値					
成果指標	①	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	②	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	③	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					

【評価項目】

	チェック項目	評点	コメント
妥当性	・税金を使って行うこと（補助すること）が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかというと妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	窓口、電話相談では、個々の状況に応じて必要な職種が関わり、問題の解決に努めており、問題の解決にあたっては高齢者の情報を把握し、高齢者支援センター等との情報共有を図るため、高齢者健康データバンクは必要不可欠である。 また、高齢者実態調査は支援を必要としている人を早期に発見、介入することができるため有効である。
達成度	・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	個々の相談内容の解決に努め、介護予防、家族支援、虐待防止などに成果が上がっている。 高齢者健康データバンクでの情報共有により、援助方針の統一化が図られている。
成果向上	・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	市と高齢者支援センターの間において、個々の身体状況や相談内容を共有し、連携を効率的に行いながら個別支援を行っている。高齢者数の増加に伴う相談件数の増加が見込まれる。
経済性	・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	個別の相談に対し、慎重かつ丁寧な対応が必要である。今後も高齢者数の増加に伴う相談件数の増加が見込まれる。経済性を追求するものではない。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	□ 法律の義務付けあり　■ 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】（事業担当部局が評価）	□ 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 ■ 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。

別紙1

令和2年度 事務事業評価調書（事後評価用）

北広島市

計画事業番号	131	事務事業名	高齢者虐待防止ネットワーク事業	担当部署	保健福祉部参事（高齢者・障がい者相談担当）	電話	2152

【基本情報】

事務区分	■自治事務　□法定受託事務	根拠法令等	介護保険法第115条の44、高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律
事務事業開始年度	平成17年度	個別計画等	北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
〃　終了予定年度			

ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	特別会計	補助単独区分	補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系		（第　1　章）　支えあい健やかに暮らせるまち
		（第　5　節）　高齢者福祉・介護の充実
		（施策　4　）　地域支援体制の推進
2 対　象		65歳以上の高齢者とその養護者、市内養介護施設従事者
3 目的と内容		高齢者及び養護者の権利が擁護され、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを維持できるよう、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図る。
4 実施内容（手　段）	2019年度まで	①相談活動（随時）相談窓口設置5か所（市役所と4ヶ所の高齢者支援センター） ②高齢者虐待防止ネットワーク事業の運営（厚別警察署との連携推進会議の開催） ③研修等によるスキルアップ・連携強化（研修会の開催） ④周知活動（出前講座等による相談窓口の周知等）
	2020年度	①相談活動（随時）相談窓口設置5か所（市役所と4ヶ所の高齢者支援センター） ②高齢者虐待防止ネットワーク事業の運営（厚別警察署との連携推進会議の開催） ③研修等によるスキルアップ・連携強化（研修会の開催） ④周知活動（出前講座等による相談窓口の周知等）

【事業の計画・実績】

2019年度		2020年度	2021年度	2022年度
計画	実績	計画	計画	計画
相談窓口設置5ヶ所 高齢者虐待相談（随時） ネットワーク事業の運営 研修会 周知活動（出前講座・相談窓口の周知等）	相談窓口設置5ヶ所 高齢者虐待相談（新規15件、延べ131件） ネットワーク事業の運営（2回） 研修会（1回） 周知活動（随時）	相談窓口設置5ヶ所 高齢者虐待相談（随時） ネットワーク事業の運営 研修会 周知活動（出前講座・相談窓口の周知等）		

【評価結果・評価コメント】

総合判定		次期総合計画に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	現状継続	現状継続とする。	「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統　合」 「休止・廃止」 「終　了」
1次評価	現状継続	現状継続とする。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

【事業費の推移】

（単位：千円）

			2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			70		114					
事業額	直接事業費	国支出金	27		43					
		道支出金	13		21					
		地方債	0		0					
		その他特財	13		21					
		一般財源	17		29					
		① 合 計	70		114					
	人 件 費（左側：一般、右側：再任用）	② 人 数（年間）	0.30	0.00	0.30	0.00				
		③ 1人当り年間平均人件費	8,200	4,500	8,200	4,500				
		④ ＝②×③	2,460	0	2,460	0				
	総事業費①＋④		2,530		2,574					

【評価指標】

	指 標 名		単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
活動指標	①高齢者虐待相談件数	目標値	件	25	25		
		実績値		15			
	②ネットワーク事業（連携推進会議）	目標値	回	2	2		
		実績値		2			
	③研修会開催	目標値	回	1	1		
		実績値		1			
	④	目標値					
		実績値					
成果指標	①	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	②	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	③	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					

【評価項目】

	チェック項目	評点	コメント
妥当性	・税金を使って行うこと（補助すること）が妥当ですか？ ・上位の施策への貢献度は大きいですか？ ・特定の団体の利益に偏っていませんか？ 【評点欄】3妥当、2どちらかというと妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	法律で行政の責務として明記されており、責任主体として実施しなければならない事業である。
達成度	・計画どおりに成果があがっていますか？ 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	3	相談件数の増減のみで成果を図れるものではないが、昨年度よりも新規相談件数が増加するなど、早期発見、早期対応に向けた成果があがっている。
成果向上	・成果が現状よりも向上する可能性がありますか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	早期発見、早期対応に向け相談窓口を設置し取組んでいる。また、虐待者がなんらかの障がいを有しているケースも多く、他部署も含め横断的な連携を図り、成果を上げている。継続的な事業実施により成果が向上する可能性はある。
経済性	・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか？ 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	家庭内において複雑多様な問題を抱えて虐待に至るケースが多く、関係機関と慎重かつ迅速に協議し、連携して対応しなければ解決できないことが多い。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	■ 法律の義務付けあり　□ 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】（事業担当部局が評価）	■ 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 □ 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。